

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月

秩父市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 秩父市は、埼玉県の西部にあり、北は群馬県、西は長野県、南は山梨県及び東京都に接し、東京都心まで約60～80km圏、県都さいたま市までは約50～70km圏に位置している。面積は577.83km²で、秩父郡市区域の65%に及び埼玉県全体(3,797.75km²)の約15%を占め、また、山地が多いため、面積の約87%は森林であり、埼玉県の森林の約40%を占めている。気候は太平洋側内陸性気候で平野部に比較すると気候の変化が大きい。交通運輸条件としては、市を南北に縦断する荒川にそって走る国道140号、これに対角線をなす国道299号及び県道、市道等が縦横に走っている。また、熊谷から三峰口を結ぶ秩父鉄道、池袋から西武秩父駅を結ぶ西武鉄道が通じている。定期バスは西武秩父駅を起点として12路線、秩父鉄道秩父駅を起点とする1路線があり、市内及び周辺地域に連絡している。

本市の農業は、山間小規模経営という特殊性により、我が国の農業が一般的に受けてきた社会変化の影響を一段と強く受け、農家戸数・基幹的農業従事者の減少を招いており、他産業に劣らない高収益性の作目、作型の導入による経営基盤の強化を図っていくことが急務である。このため、農業生産展開の基礎となる優良農地の確保が重要であり、農業振興地域整備計画に即した秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 本市の農業構造については、一戸あたりの平均耕地面積が少なく零細農家で恒常的勤務による兼業農家が多く、就業者の高齢化や担い手不足が深刻化している。こうした中で、農用地の資産的保有傾向が強く、農用地の権利移動が進展をみないままに推移してきたが、農家の高齢化が進んできており、機械更新時や世代交代時、土地改良の実施等を機に農用地の権利移動を進めたい。

また、基幹的農業従事者の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農用地で遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺の農用地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3 本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人当たり250万円程度)、年間労働時間(主たる農業従事者1人当たり1,800時間程度)の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 本市は、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のあるものが農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本市は、ちちぶ農業協同組合、農業委員会、秩父農林振興センター等と相互の十分な連携の下に効果的な指導を行うため秩父市担い手育成総合支援協議会を設置し、集落農業段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の秩父市担い手育成総合支援協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行い、各々の自主的な農業経営改善計画作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農用地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて賃借権等の設定等を

進める。

また、農用地の集積による経営規模の拡大と併せて、農作業受委託などによる作業単位の拡大を促進するとともに、地域及び営農の実態に応じた生産組織を育成し、経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農用地を含め、農業上の利用を図る農用地とそれ以外の農用地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農用地については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかけるなど、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、地域全体としての発展に結びつくよう、農業経営の規模拡大を目指す農業者のみならず、小規模な兼業農家や生きがい農業を行う高齢農家等にも本法施策などに基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、認定農業者へは農用地の集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、関係機関等へ協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

- 5 本市は、秩父市担い手育成総合支援協議会において、認定農業者（今後認定を受けようとする農業者、組織経営体も含む）に対しては、経営診断の実施、先進的技術の導入を含む生産方式や経営の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を秩父農林振興センターの協力を受けて行う。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

- 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

- (1) 新規就農の現状

本市の令和2年度の新規就農者は、過去3年間をみると横ばい状態が続いているが、地域資源としての観光農業等を推進・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

- (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

- ア 確保・育成すべき人数の目標

埼玉県農林水産業振興基本計画において、新規就農者を330人確保することを目標にしていることから、本市においては年間10人の該当青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で1団体増やす。

- イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する目標数値

本市及びその周辺自治体の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者一人あたり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が立てられる年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の7割程度の農業所得、すなわち主たる従業者一人あたりの年間農業所得180万円程度）を目標とする。

- (3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農等希望者に対して、農用地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、

技術・経営面については秩父農林振興センターやちちぶ農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(4) 地域ごとに推進する取組

ア 尾田蒔・大田地区

ほ場整備事業を行った尾田蒔・大田地区について、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入（3人程度）を重点的に進め、農事組合法人尾田蒔営農や農事組合法人大田営農、ちちぶ農業協同組合等と連携して、水稻・小麦・大豆の栽培技術の指導等を行い、将来の地域農業を支える人材を育成する。

イ 吉田地区

ほ場整備事業を行った兎田・暮坪地区を中心に、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入（3人程度）を重点的に進め、ちちぶ農業協同組合等と連携し、大豆・麦類や露地野菜の栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

また、当該地区においては、企業参入による農業経営が始まっていることから、それら企業との連携を進めていく。

ウ 荒川地区

荒川地区のほ場は、そばや果樹栽培を中心に、青年等の受入を進め、ちちぶ農業協同組合や農事組合法人ちちぶあらかわ等と連携して、栽培技術の指導や販路の確保を行い、青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]
(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
山間観光農業 基幹 従事者 2人	〈作付面積等〉 雨よけぶどう＝ 50a いちご＝ 2,000㎡ 〈経営規模〉 ぶどう 0.5ha いちご 0.2ha	〈資本装備〉 ・雨よけ施設 50a ・鉄骨ビニール温室 2棟 5,000㎡ ・作業場 1棟 30㎡ ・売店 1棟 30㎡ ・果樹棚 30a ・スピードスプレー1台 自走式 ・トラクタ 1台 24ps 等 〈その他〉 ・農山村の豊かな景観を活用 ・駐車場、トイレ、子供向け遊具等の付帯施設を整備 ・雇用労力の安定確保 ・車いす用施設の整備等、ユニバーサルデザインの導入	・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・販売方法は直売、宅配とする ・収穫体験、加工体験、川遊び等のレジャーとの組み合わせを行う ・観光業との連携を強化 ・6次産業化による収益力の強化	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・安定的周年雇用確保による過重労働の防止 ・担い手対策としての研修生受入と就職就農を行う ・法人化による労働力確保と経営の安定化

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事者の 態様等
施設いちご 基幹 従事者 2人	<p>〈作付面積等〉 促成いちご＝ 3,000 m²</p> <p>〈経営規模〉 鉄骨ハウス 3,000 m²</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄骨ハウス 3,000 m² 1棟 高設栽培装置 1,000 m² 1式 作業場兼直売所 30 m² 1棟 駐車場 100 m² 育苗ハウス 500 m² 1棟 トラクタ 20ps 1台等 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> いちご 1,000 m²は高設栽培の摘み取り園とし、収穫体験を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 青色申告の実施 パソコン利用の経営管理 労災保険の加入 いちごは苗増殖の効率化と作業環境の改善を図る GAP（農業生産工程管理）の導入 いちごは直売や摘み取りのほか一部市場出荷を行い、消費者の意見を取り入れた生産を行う 6次産業化による収益力の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 法人化による労働力確保と経営の安定化
酪農 基幹 従事者 2人	<p>〈作付面積等〉 生産 常時搾乳牛 37頭 飼料生産延べ 4.0ha</p> <p>〈経営規模〉 経産牛 40頭 育成牛 10頭 飼料畑 4.0ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 牛舎（成牛舎、育成舎等） 1,048 m² バルククーラ、パイプラインミルカー等 一式 トラクタ 48ps 1台 コンハーベスタ 1台 トラック 2t 1台等 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る 大型機械が利用可能な飼料畑を団地化する 糞尿は堆肥化し、飼料畑の土づくりを行う 	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 青色申告の実施 パソコン利用の経営管理 GAP（農業生産工程管理）の導入 粗飼料の増産と収穫調製作業の省力化 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 安定的周年雇用者の確保による過重労働の防止 搾乳ユニット自動搬送装置の導入による搾乳労働の負担の軽減

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事者の 態様等
養豚 基幹 従事者 2人	<p>〈作付面積等〉 年間肉豚出荷頭数＝ 1300頭</p> <p>〈経営規模〉 豚 730頭 (種雌豚 70頭) (種雄豚 5頭) (育成・肉豚 655頭)</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豚舎 933㎡ 4棟 ・管理室・飼料庫 70㎡ 1棟 ・自動給餌機 2基 ・自動除糞機 1基 ・飼料配合機 1基 <p>等</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繁殖豚はストール飼いと、育成は隔離施設、肉豚舎はオガコ豚舎を利用 ・糞尿処理は地域の堆肥プラントを利用 ・繁殖・肥育一貫経営 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・GAP（農業生産工程管理）の導入 ・消費者のニーズにあったブランド化 ・パソコンを活用した個体管理やインターネットによる情報の収集と提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・安定的周年雇用の確保による過重労働の防止
しいたけ 基幹 従事者 2人	<p>〈作付面積等〉 植菌原木本数 30,000本 用役ほだ木本数 85,600本</p> <p>〈経営規模〉 フレーム 2,268㎡ ほだ場 35a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業場兼倉庫 100㎡ 1棟 ・フレーム 2,268㎡ 7棟 ・暖房機 30～100坪用 7台 ・自動包装機 1台 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住居付近にフレームを設置し、さらにフレームに隣接した休養ほだ場用の山林を保有 ・労力運搬車等の乗り入れが可能となるようほだ場を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 ・きのこ採取、選別及び包装等の軽作業は雇用労力を活用 ・出荷の5割は県内量販店との契約販売とし、残りは市場出荷 ・生しいたけのみの生産により、労働生産性を向上させる 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事者の 態様等
ぶどう単一 基幹 従事者 2人	<p>〈作付面積等〉</p> <p>雨よけぶどう 0.5ha</p> <p>露地ぶどう 0.3ha</p> <p>〈経営規模〉 0.8ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 雨よけ施設 5,000 m² 作業舎兼格納庫 1棟 直売施設 1棟 スピートスプレー 1台 乗用草刈り機 1台 運搬車 1台 軽トラック 1台 <p>等</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者ニーズへの対応のため大粒系、赤色大粒系の品種を利用 付加価値販売のため露地栽培は無核果処理を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 青色申告の実施 パソコン利用の経営管理 販売は全量を庭先直売・宅配 収穫等の労力が集中する時期は援農ボランティアの利用やパートの雇用によるゆとりある経営 多目的防災網等の完備による安定経営 パソコンによる顧客・経営管理 6次産業化による収益力の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 安定的周年雇用者の確保による過重労働の防止 法人化による労働力確保と経営の安定化
鉢物・苗物 基幹 従事者 2人	<p>〈作付面積等〉</p> <p>苗物 (パンジー、ニチソウ等) 7,260 m²</p> <p>鉢物 (シクラメン、キキ等) 2,904 m²</p> <p>〈経営規模〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクリルハウス 1650 m² ・パイハウス 1650 m² 	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクリルハウス 1650 m² 1棟 ・パイハウス 1650 m² 1棟 ・蒸気土壌消毒機 1台 ・ポットインクマシン 1台 ・フロントローダ 1台 ・フォークリフト 1台 <p>等</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の集中化により、効率的作業体系を組むことができる ・市場出荷と直売（卸）を行う ・セル成型苗の利用により育苗作業を省力化し、施設の回転率を向上させる 	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 青色申告の実施 パソコン利用の経営管理 労災保険の加入 作業を単純化、マニュアル化し、雇用労働力の効率的活用を図る 市場、小売店との連携を密にし、消費者ニーズを創出する品目、品種を栽培する パソコンによる情報ネットワークシステムを活用し、生産・流通・消費に関する情報の収集、発信を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 安定的周年雇用者の確保による過重労働の防止 雇用労働力は1日5時間程度の就労しやすい時間設定

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事者の 態様等
施設野菜複合 基幹 従事者 2人	<p>〈作付面積等〉</p> 半促成きゅうり 1,000 m ² 抑制きゅうり 1,000 m ² 促成トマト 1,000 m ² ブロッコリー 50a ほうれんそう 20a スイートコーン 30a <p>〈経営規模〉</p> 鉄骨ハウス 2,000 m ² 普通畑 70a	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄骨ハウス 2,000 m² 作業所兼車庫 100 m² トラクタ 25ps 1台 等 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 直売所、量販店直売コーナーを利用した消費経営を行う。 輪作体系の実施と畑地灌漑施設の利用により生産安定と品質向上を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 青色申告の実施 パソコン利用の経営管理 労災保険の加入 販売は、農協直売所その他、学校給食や近隣量販店直売コーナー向け契約出荷を行う 出荷は、規格の簡素化、通いコンテナ利用により省力化、流通経費の削減に努める GAP（農業生産工程管理）の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
露地野菜複合 基幹 従事者 2人	<p>〈作付面積等〉</p> 露地なす 20a ほうれんそう等葉物 3,000 m ² スイートコーン 20a たまねぎ 20a ブロッコリー 20a ニンニク 20a <p>〈経営規模〉</p> パイプハウス 1,000 m ² 普通畑 80a	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> パイプハウス 1,000 m² 作業所兼車庫 100 m² 1棟 トラクタ 25ps 1台 等 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 直売所、量販店直売コーナーを利用した消費経営を行う。 輪作体系の実施と畑地灌漑施設の利用により生産安定と品質向上を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 青色申告の実施 パソコン利用の経営管理 労災保険の加入 販売は、農協直売所その他、学校給食や近隣量販店直売コーナー向け契約出荷を行う 出荷は、規格の簡素化、通いコンテナ利用により省力化、流通経費の削減に努める GAP（農業生産工程管理）の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

営農 類 型	経営規模	生産方式	経営管理の 方 法	農業従事者の 態 様 等
肉用牛 基幹 従事者 2人	<p>〈作付面積等〉</p> <p>黒毛和種出荷頭数 = 39頭</p> <p>交雑種出荷頭数 =129頭</p> <p>〈経営規模〉</p> <p>肉用牛 250頭</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛舎 1,810㎡ 3棟 ・堆肥舎 200㎡ 1棟 ・収納庫等 300㎡ 2棟 ・飼料タンク 20t 4基 ・飼料攪拌機 10m 2台 ・自動給餌車 700kg 1台 ・牛衡機 1t 1台 <p>等</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜舎は追い込み式の育成 ・飼育牛舎とする ・素牛(去勢)は県内産の和牛と交雑種を導入し、若齢肥育を行う ・自給飼料は基盤整備されたほ場を団地化して栽培 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・ハサップ方式の考え方を取り入れた生産管理を行う ・インターネットにより生産履歴を公開 ・耕畜連携を行い粗飼料を確保 ・堆肥舎を整備し糞尿の適切な処理を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用確保による過重労働の防止
養 鶏 基幹 従事者 2人	<p>〈作付面積等〉</p> <p>常時成鶏羽数 = 19,870羽</p> <p>鶏卵年販売量 = 出荷 205,033kg</p> <p>産地直売 87,872kg</p> <p>〈経営規模〉</p> <p>採卵鶏 21,000羽</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウインドレス成鶏舎 804㎡ (全自動ケージシステム) 3棟 ・鶏糞強制発酵装置 1基 ・鶏卵処理作業・直売所 60㎡ 1棟 ・スチームクリーナー 1台 ・鶏糞袋詰め機 1台 ・小型トラック 1台 <p>等</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜舎はウインドレス鶏舎とし、全自動ケージシステムを利用し、鶏糞は強制発酵装置を導入し、良質な堆肥生産を行う ・生産した鶏卵の約30%は産地直売とし、70%は市場出荷 ・鶏糞の発酵堆肥は自家販売 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・ハサップ方式の考え方を取り入れた生産管理を行う ・作業の単純化、自動化により省力的な管理を行う ・雇用労力の活用による直売鶏卵の処理・包装 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・安定的周年雇用確保による過重労働の防止

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事者の 態様等
洋ラン 基幹 従事者 2人	<p>〈作付面積等〉 ファレノプシス 1,000㎡</p> <p>〈経営規模〉 アクリルハウス 1,000㎡</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクリルハウス 1000㎡ 1棟 ・作業場兼資材置き場 1000㎡ 1棟 ・暖房機 2台 ・冷房機 75馬力 3台 ・除湿機 6馬力 2台 ・トラック 1台 ・パソコン 1台 <p>等</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生育ステージ別に生産を分担した生産グループによるリレー栽培を行う ・信頼関係に基づき、各生産グループ間の種苗等の供給を確実にを行う ・生産は高温処理を行った株を購入し、出蕾、開花をさせて出荷する経営を行う ・販売先を明確にした直売（卸）と市場出荷を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・生育ステージ別リレー栽培による効率的な経営 ・信頼される品質による直売と市場出荷 ・作業を単純化、マニュアル化し雇用労力の効率的活用を図る ・パソコンによる情報ネットワークシステムを活用し、生産・流通・消費に関する情報の収集、発信を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

[組織経営体]
(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
主穀単一 (集落営農経営)	〈作付面積等〉 水稲単作 15ha 麦-大豆 15ha	〈資本装備〉 ・車庫兼作業場 200㎡ 1棟 ・トラクタ 75ps 1台 ・トラクタ 34ps 1台 ・乗用田植機6条 2台 ・育苗施設 300㎡ 1棟 ・コンバイン5条 2台 ・大豆コンバイン 2台 ・乗用管理機 1台 ・みそ加工資材 一式 等 〈その他〉 ・地域全体が汎用化された30a区画に基盤整備が行われている。 ・地域内の担い手を明確にする。	・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・集落営農による土地配当金40,000円/10aが可能となる ・組作業体系を確立し、セット作業による効率的な栽培管理を行う。 ・ブロックローションによる、米麦大豆の栽培により水田利用率を高める。	・給料制の導入 ・従業者全員の社会保険加入
基幹従事者 出役料金 1500円/時間 (10人の出役を想定)	〈経営規模〉 30ha (集落全体を借地とする)			

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とするべき農業経営の指標

第1に示したような目標を効率的かつ安定的な農業経営の指標として、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とするべき農業経営の指標として、効率的かつ安定的な農業経営目標の7割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得180万円程度を目標とする。

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の山間観光農業であるいちごやぶどうなどの農産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、埼玉県農業経営・就農支援センター（以下「支援センター」という。）と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農用地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用等の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労

働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 本市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、秩父農林振興センターやちちぶ農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、秩父農林振興センター、農業委員会、ちちぶ農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

(1) 農業会議、農地中間管理機構、農業委員会

新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農用地等に関する相談対応、農用地等に関する情報の提供、農用地等の紹介・あっせん等を行う。

(2) 個々の集落（地域計画の策定区域）

農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、秩父市担い手育成総合支援協議会と連携し、区域内における作付品目ごとの就農受け入れ体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、秩父農林振興センター等へ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、秩父市担い手育成総合支援協議会等と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市区域内において後継者がいない場合は、秩父農林振興センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう支援センター、農地中間管理機構、農業委員会、ちちぶ農業協同組合等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、おおむ

ね次に掲げる程度である。

- 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
56 %	

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

本市、農業委員会、秩父農林振興センター、農地中間管理機構、ちちぶ農業協同組合、秩父用水土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。また、中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図る地区の設定を促進する。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、埼玉県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性などを十分に踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

- ① 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）
- ② 農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
- ⑦ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア ほ場整備事業が行われた地区（大田・尾田蒔・旧吉田町東部地区）においては、ほ場区画の拡大による基盤条件を生かすために、農地中間管理事業を重点的に実施して担い手への農用地の集積を図り、担い手農業者が連担的な条件下での高能率な農業経営を推進していく。

イ ほ場整備事業の行われていない旧秩父市の地区においても、良質品種の導入や生産基盤整備を行うとともに、担い手が効率的な生産に励めるよう農地中間管理事業を実施し、農用地の集積を図っていく。

ウ 中山間地域の旧吉田町西部地区においては、不整形の傾斜農地が多く集団化している農用地は少ないため、優良農地を確保するため生産基盤整備を行い、担い手農業者が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう農地中間管理事業を重点的に実施する。

エ 旧荒川村西地区には、不整形の傾斜農地が多く集団化している農用地は少ないため、優良農地を確保するため生産基盤整備を行い、良質品種の導入や担い手農業者が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう農地中間管理事業を重点的に実施する。

オ 旧荒川村東地区は、農用地が比較的平坦であるため、農地中間管理事業を積極的に実施

するとともに農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化することにより農業者の高齢化や担い手不足のために起こる遊休農地の解消に努める。

カ 中山間地域の旧大滝地区においては、不整形の傾斜農地が多く集団化している農用地は少ないため、優良農地を確保するため生産基盤整備を行い、担い手農業者が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう農地中間管理事業を重点的に実施する。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 協議の場の開催時期・参加者・相談窓口等

地域計画の協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、地域の回覧やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、本市、農業委員、農地利用最適化推進委員、ちちぶ農業協同組合、秩父農林振興センター、農地中間管理機構、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。また、協議の参加者等からの協議事項に係る問い合わせへの対応を行う窓口を本市農業政策課に設置する。

(2) 協議すべき事項

ア 地域計画の区域

イ アの区域における農業の将来の在り方

ウ イの在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

エ 農業者その他のアの区域の関係者がウの目標を達成するために取るべき農用地の利用関係の改善その他必要な措置

(3) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(4) その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

本市は、地域計画の策定に当たって、農業委員会、秩父農林振興センター、農地中間管理機構、ちちぶ農業協同組合等の関係機関と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて賃借権等の設定等が行われているか進捗管理を適宜実施する。

2 農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により農地中間管理機構に指定された公益社団法人埼玉県農林公社は、農業経営の規模の拡大、農用地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、農地中間管理事業及び法第7条に規定する事業を行う。なお、本市が定める地域計画の区域において特例事業を実施する場合には、当該地域計画の達成に資することとなるように実施する。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自

然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

ウ 農作業の効率化に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について賃借権等の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う農地所有適格法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う団体（農地所有適格法人を除き、農地所有適格法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特

定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の賃借権等の設定等及び農作業の委託に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

- ③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について賃借権等の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について賃借権等の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に賃借権等の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について賃借権等の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業支援部、農業委員会、ちちぶ農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、秩父市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには賃借権等の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 地域計画の実現に向けた取組

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議の場における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業受委託を促進するための環境の整備を図る。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア ほ場整備事業の実施やその他農業生産基盤整備関連の事業を促進し、効率的かつ安定的に農業経営が発展していくための条件整備を図る。

イ 農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に努める。

ウ 本市は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、望ましい経営の育成を図ることとする。特に大田地区・尾田蒔地区の農事組合法人が行っているような面的な広がりでの田畑輪換を実施する集団的土地利用（ブロックローテーション方式）を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地の利用集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

エ 農用地の保全や良好な景観の維持を図るとともに、集落排水事業の実施を促進し環境整備に努める。

オ 地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、秩父農林振興センター、ちちぶ農業協同組合、秩父用水土地改良区、秩父市担い手育成総合支援協議会、その他の関係機関・団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、

各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地の利用集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、ちちぶ農業協同組合及び秩父用土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、秩父市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

支援センターやちちぶ農業協同組合等と連携しながら、就農相談会を定期的開催し、就農等希望者に対し、市内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けることや、農業体験ができる仕組みをつくることを通して、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本市が主体となって、農業支援部や農業委員会、ちちぶ農業協同組合等と連携・協力して、研修や営農指導の時期・内容等の就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの協議の場を通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために秩父市新規就農者交流会への参加を促すとともに、秩父市認定農業者協議会との交流の機会を設ける。また、商工会議所とも連携して、ちちぶ農業協同組合農産物直売所への出荷のためのアドバイスをを行う等して、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

農業支援部による秩父地域直売ネットワークへの仲介及び当該ネットワークの交流の促進、ちちぶ農業協同組合が運営する直売所への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供等により、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合性に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については埼玉県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては秩父農林振興センター、ちちぶ農業協同組合、秩父市認定農業者や地域指導農家等、農用地の確保については農業委員会、農地中間管理機構等、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第7 その他

この基本構想について定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成26年9月26日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、令和3年10月20日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、令和5年9月22日から施行する。
- 2 利用権設定等促進事業については、令和7年3月31日（その日までに地域計画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、この公告日の前日）までの間、なお従前の例により、新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるものとする。